

## はしがき

2019年版刊行に寄せて

金融取引は、民法や会社法をはじめとする様々な法令の裏付けによって成り立っており、ここ数年の法改正や立法の動向をみても、関係法令の把握は、今日ますますその重要性を増してきたといつてよい。しかしながら、すべての法令を網羅した六法全書を脳に実務を行うわけにもいかず、ざりとて一般の小六法では金融取引に係る法令が十分に収録されていない。そのような金融実務家からの要請に応えるべく誕生したのが、この「金融取引小六法」である。本小六法は、一九七五年に初版を刊行して以来、金融取引に必要かつ十分な法令をコンパクトにまとめたものとして、約四〇年の長きに亘って愛用されてきた。

また、法令以外にも、金融取引に係る重要判例が掲載されているのも本小六法の大きな特徴である。金融機関の実務は、個々の法令のほかに判例が重要な意味をもっている。重要判例を取引ごとに分類しその要旨が簡潔に掲載されていることは、日頃の学習に至便であり、正確な実務の遂行に資すること大である。この登載判例の編集については、金融実務に造詣の深い黒田直行先生（元大阪高等裁判所判事）に長年お世話になっているが、その的確な判例の選択について感謝の意を表したい。

本小六法は、「銀行業務検定試験」の学習用としても活用いただいております。特に、法務2級、「コンプライアンス・オフィサー認定試験」の金融コンプライアンス・オフィサー1級試験では持込み可となっております。その意味からも、毎年の刊行にあたっては、法令の収録、判例の選択について十分な配慮をしているところである。

二〇一九年版では、民法（相続関係）、不正競争防止法、消費者契約法等二二の法改正および法務局における遺言書の保管等に関する法律（新法）、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律を新たに収録するとともに、判例については二四件追加した。なお、二〇一九年版の収録法令は、二〇一八年七月三十一日までに公布されたものに基づいている。

本小六法が、金融機関関係職員をはじめ、広く金融業務に携わる方々にご活用いただければ幸甚である。

二〇一八年一月

編集代表 神田秀樹

五十音順法令索引

金融商品取引法(抄) ..... 六七六  
債権管理回収業に関する特別措置法 ..... 八六一  
金融商品の販売等に関する法律 ..... 九七六  
金融商品の販売等に関する法律施行令 ..... 九七〇

外国為替及び外国貿易法 ..... 八〇四

会社更生法(抄) ..... 五二〇

会社法 ..... 一六三

貸金業法(抄) ..... 九四

貸付信託法 ..... 三六六

株式会社商工組合中央金庫法(抄) ..... 八七

仮登記担保契約に関する法律 ..... 二〇八

へき

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械

式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律 ..... 八九六

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抄) ..... 九七

供託法 ..... 一〇四

協同組合による金融事業に関する法律(抄) ..... 六七

拒絶証書令 ..... 三七〇

銀行法 ..... 五九

銀行法施行規則(抄) ..... 五九

へこ

後見登記等に関する法律 ..... 一五七

工場抵当法(抄) ..... 一〇六

小切手法 ..... 三六四

小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件 ..... 三七

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止をを図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(抄) ..... 一〇五

国税徴収法(抄) ..... 一〇〇

個人情報保護に関する法律 ..... 九七

個人情報保護の保護に関する法律(抄) ..... 九七

個人情報保護の保護に関する法律施行令(抄) ..... 九六五

刑罰法(抄) ..... 一〇三

後見登記等に関する法律 ..... 一五七

工場抵当法(抄) ..... 一〇六

小切手法 ..... 三六四

小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件 ..... 三七

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止をを図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 ..... 一〇五

国税徴収法(抄) ..... 一〇〇

個人情報保護に関する法律 ..... 九七

個人情報保護の保護に関する法律(抄) ..... 九七

個人情報保護の保護に関する法律施行令(抄) ..... 九六五

刑罰法(抄) ..... 一〇三

後見登記等に関する法律 ..... 一五七

工場抵当法(抄) ..... 一〇六

小切手法 ..... 三六四

小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件 ..... 三七

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止をを図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 ..... 一〇五

国税徴収法(抄) ..... 一〇〇

個人情報保護に関する法律 ..... 九七

個人情報保護の保護に関する法律(抄) ..... 九七

債権管理回収業に関する特別措置法 ..... 八六一

置法 ..... 八六一

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄) ..... 九四三

借地借家法 ..... 八六

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ..... 九三三

消費者契約法(抄) ..... 九七三

商法(抄) ..... 三四〇

信託業法(抄) ..... 六六四

信託法(抄) ..... 一一二

信用金庫法 ..... 五九四

信用保証協会法 ..... 八二五

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 ..... 一〇七

建物の区分所有等に関する法律 ..... 三三

担保付社債信託法 ..... 八三六

中小企業等協同組合法(抄) ..... 六三四

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 ..... 九六六

著作権法(抄) ..... 一〇六

手形法	三二五	犯罪による収益の移転防止に関 する法律施行規則	八二一	保険法	三二五
電子記録債権法	三三	犯罪による収益の移転防止に関 する法律施行令(抄)	八七六	民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用 に関する法律(抄)	九三六
電子消費者契約及び電子承諾通 知に関する民法の特例に関す る法律	九七五	犯罪利用預金口座等に係る資金 による被害回復分配金の支払 等に関する法律	八九九	民事再生法	四六一
動産及び債権の譲渡の対抗要件 に関する民法の特例等に関す る法律	一五	犯罪利用預金口座等に係る資金 による被害回復分配金の支払 等に関する法律施行規則	九〇六	民事執行法	三八一
投資信託及び投資法人に関する 法律(抄)	七七	非訟事件手続法(抄)	三七六	民事訴訟法(抄)	三七三
特定融資枠契約に関する法律	九三	不正競争防止法	九六〇	民事保全法	四三
特許法(抄)	一〇三	不正競争防止法	九六〇	民法	一
日本銀行法(抄)	五六	不当景品類及び不当表示防止法	九五三	民法施行法(抄)	七
任意後見契約に関する法律	一五	不動産登記法(抄)	七	預金等に係る不当契約の取締に 関する法律	九三五
農業協同組合法(抄)	六五	弁護士法(抄)	一〇二	預金保険法(抄)	八三
農林中央金庫法(抄)	八三	法務局における遺言書の保管等に 関する法律	一六〇	利息制限法	九三
破産法	四九	保険業法(抄)	七五四	臨時金利調整法	九三〇
犯罪による収益の移転防止に関 する法律	八七	保険業法施行規則(抄)	八〇六	労働金庫法(抄)	六五九

# 金融取引小六法 目次

## 民法編

### 民法

#### 第一編 総則

- 第一章 通則……………一
- 第二章 人……………一
- 第一節 権利能力……………一
- 第二節 行為能力……………一
- 第三節 住所……………一
- 第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告……………二
- 第五節 同時死亡の推定……………三
- 第三章 法人……………三
- 第四章 物……………三
- 第五章 法律行為……………三
- 第一節 総則……………三
- 第二節 意思表示……………四
- 第三節 代理……………四
- 第四節 無効及び取消し……………四
- 第五節 条件及び期限……………五
- 第六章 期間の計算……………六
- 第七章 時効……………七
- 第一節 総則……………七
- 第二節 取得時効……………七
- 第三節 消滅時効……………八
- 第二編 物権……………九
- 第一章 総則……………九

- 第二章 占有権……………二〇
- 第一節 占有権の取得……………二〇
- 第二節 占有権の効力……………二〇
- 第三節 占有権の消滅……………二〇
- 第四節 準占有……………二二
- 第三章 所有権……………二二
- 第一節 所有権の限界……………二二
- 第一款 所有権の内容及び範圍……………二二
- 第二款 相隣関係……………二二
- 第二節 所有権の取得……………二三
- 第三節 共有……………二三
- 第四章 地上権……………二四
- 第五章 永小作権……………二四
- 第六章 地役権……………二五
- 第七章 留置権……………二六
- 第八章 先取特権……………二七
- 第一節 総則……………二七
- 第一款 先取特権の種類……………二七
- 第二款 一般の先取特権……………二七
- 第三款 不動産の先取特権……………二七
- 第四款 不動産の先取特権……………二七
- 第五款 先取特権の順位……………二七
- 第四節 先取特権の効力……………二八
- 第九章 質権……………二八
- 第一節 総則……………二八
- 第二款 不動産質……………二九
- 第三款 不動産質……………二九
- 第四節 權利質……………二九
- 第十章 抵当権……………二九
- 第一節 総則……………二九
- 第二款 抵当権の効力……………二九
- 第三款 抵当権の消滅……………三〇
- 第四節 根抵当……………三〇

- 第三編 債権……………四
- 第一章 債権の目的……………四

- 第二章 債権の効力……………三五
- 第一款 債務不履行の責任等……………三五
- 第二款 債権者代位権及び詐害行為の取消……………三五
- 第三款 多数当事者の債権及び債務……………三五
- 第一節 総則……………三五
- 第二款 不可分債権及び不可分債務……………三五
- 第三款 連帯債務……………三六
- 第四款 保証債務……………三七
- 第一目 総則……………三七
- 第二款 貸金等根保証契約……………三九
- 第四節 債権の譲渡……………三九
- 第五節 債権の消滅……………三九
- 第一款 弁済……………三九
- 第一目 総則……………三九
- 第二目 弁済の目的物の供託……………三九
- 第三款 相殺……………三九
- 第三款 更改……………三九
- 第四款 免除……………三九
- 第五款 混同……………三九
- 第二章 契約……………三九
- 第一節 総則……………三九
- 第一款 契約の成立……………三九
- 第二款 契約の効力……………三九
- 第三款 契約の解除……………四〇
- 第二節 贈与……………四〇
- 第三款 売買……………四〇
- 第一節 総則……………四〇
- 第二款 売買の効力……………四〇
- 第三款 買戻し……………四〇
- 第四節 交換……………四〇
- 第五節 消費貸借……………四〇
- 第六節 使用貸借……………四〇
- 第七節 賃貸借……………四〇

- 第一目 総則……………三九
- 第二款 弁済……………三九
- 第一目 総則……………三九
- 第二目 弁済の目的物の供託……………三九
- 第三款 相殺……………三九
- 第三款 更改……………三九
- 第四款 免除……………三九
- 第五款 混同……………三九
- 第二章 契約……………三九
- 第一節 総則……………三九
- 第一款 契約の成立……………三九
- 第二款 契約の効力……………三九
- 第三款 契約の解除……………四〇
- 第二節 贈与……………四〇
- 第三款 売買……………四〇
- 第一節 総則……………四〇
- 第二款 売買の効力……………四〇
- 第三款 買戻し……………四〇
- 第四節 交換……………四〇
- 第五節 消費貸借……………四〇
- 第六節 使用貸借……………四〇
- 第七節 賃貸借……………四〇

第一款	総則	三
第二款	賃貸借の効力	三
第三款	賃貸借の終了	三
第八節	雇用	三
第九節	請負	三
第十節	委任	三
第十一節	寄託	三
第十二節	組合	三
第十三節	終身定期金	三
第十四節	和解	三
第三章	事務管理	三
第四章	不当利得	三
第五章	不法行為	三
第四編	親族	三
第一章	総則	三
第二章	婚姻	三
第一節	婚姻の成立	三
第一款	婚姻の要件	三
第二款	婚姻の無効及び取消	三
第二節	婚姻の効力	三
第一款	夫婦財産制	三
第二款	総則	三
第三款	法定財産制	三
第四節	離婚	三
第一款	協議上の離婚	三
第二款	裁判上の離婚	三
第三章	親子	三
第一節	養子	三
第二節	縁組の要件	三
第三款	縁組の無効及び取消	三
第四款	縁組の効力	三
第五款	特別養子	三
第四章	親権	三

第一節	総則	三
第二節	親権の効力	三
第三節	親権の喪失	三
第五章	後見	三
第一節	後見の開始	三
第二節	後見の機関	三
第一款	後見人	三
第二款	後見監督人	三
第三節	後見の事務	三
第四節	後見の終了	三
第六章	保佐及び補助	三
第一節	保佐	三
第二節	補助	三
第七章	扶養	三
第五編	相続	三
第一章	総則	三
第二章	相続人	三
第三章	相続の効力	三
第一節	総則	三
第二節	相続分	三
第三節	遺産の分割	三
第四章	相続の承認及び放棄	三
第一節	総則	三
第二節	相続の承認	三
第一款	単純承認	三
第二款	限定承認	三
第三節	相続の放棄	三
第五章	財産分離	三
第六章	相続人の不存在	三
第七章	遺言	三
第一節	総則	三
第一款	遺言の方式	三
第二款	特別の方式	三
第二節	遺言の効力	三
第三節	遺言の執行	三
第四節	遺言の撤回及び取消	三

第八章	配偶者の居住の権利	三
第一節	配偶者居住権	三
第二節	配偶者短期居住権	三
第九章	遺留分	三
第十章	特別の寄与	三
民法施行法(抄)		三
不動産登記法(抄)		三
借地借家法		三
第一章	総則	三
第二章	借地	三
第一節	借地権の存続期間等	三
第二節	借地権の効力	三
第三節	借地条件の変更等	三
第四節	定期借地権等	三
第三章	借家	三
第一節	建物賃貸借契約の更新	三
第二節	建物賃貸借の効力	三
第三節	定期建物賃貸借等	三
第四章	借地条件の変更等の裁判	三
手続		三
建物の区分所有等に関する法律		三
第一章	建物の区分所有	三
第一節	総則	三
第二節	共用部分等	三
第三節	敷地利用権	三
第四節	管理者	三
第五節	規約及び集会	三
第六節	管理組合法人	三
第七節	義務違反者に対する措置	三
第八節	復旧及び建替え	三
第二章	団地	三
第三章	罰則	三

供託法……………二〇四

工場抵当法(抄)……………二〇六

仮登記担保契約に関する法律……………二〇八

信託法(抄)……………二一〇

電子記録債権法……………二二五

第一章 総則……………二二五

第二章 電子記録債権の発生、譲渡等……………二二五

第一節 通則……………二二五

第一款 電子記録……………二二五

第二款 電子記録債権に係る意思表示等……………二二五

第二節 発生……………二二五

第三節 譲渡……………二二五

第四節 消滅……………二二五

第五節 記録事項の変更……………二二五

第六節 電子記録保証……………二二五

第七節 質権……………二二五

第八節 分割……………二二五

第九節 電子債権記録機関の変更……………二二五

第十節 雑則……………二二五

第三章 電子債権記録機関……………二二五

第一節 通則……………二二五

第二節 業務……………二二五

第三節 口座間送金決済等に係る措置……………二二五

第四節 監督……………二二五

第五節 合併、分割及び事業の譲渡……………二二五

第六節 解散等……………二二五

第四章 雑則……………二二五

第五章 罰則……………二二五

動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律……………二二五

第一章 総則……………二二五

第二章 動産譲渡登記及び債権譲渡登記等……………二二五

第三章 補則……………二二五

任意後見契約に関する法律……………二二五

後見登記等に関する法律……………二二五

法務局における遺言書の保管等に関する法律……………二二五

**会社法・商法編**

会社法……………二二五

第一編 総則……………二二五

第一章 通則……………二二五

第二章 会社の商号……………二二五

第三章 会社の使用人等……………二二五

第一節 会社の使用人……………二二五

第二節 会社の代理商……………二二五

第四章 事業の譲渡をした場合の競業の禁止等……………二二五

第二編 株式会社……………二二五

第一章 設立……………二二五

第一節 総則……………二二五

第二節 定款の作成……………二二五

第三節 出資……………二二五

第四節 設立時役員等の選任及び解任……………二二五

第五節 設立時取締役等による調査……………二二五

第六節 設立時代表取締役等の選定等……………二二五

第七節 株式会社の成立……………二二五

第八節 発起人等の責任等……………二二五

第九節 募集による設立……………二二五

第一款 設立時発行株式を引き受ける者の募集……………二二五

第二款 創立総会等……………二二五

第三款 設立に関する事項の報告……………二二五

第四款 設立時取締役等の選任及び解任……………二二五

第五款 設立時取締役等による調査……………二二五

第六款 定款の変更……………二二五

第七款 設立手続等の特則等……………二二五

第二章 株式……………二二五

第一節 総則……………二二五

第二節 株主名簿……………二二五

第三節 株式の譲渡等……………二二五

第一款 株式の譲渡……………二二五

第二款 株式の譲渡に係る承認手続……………二二五

第三款 株式の質入れ……………二二五

第四款 信託財産に属する株式についての對抗要件等……………二二五

第四節 株式会社による自己の株式の取得……………二二五

第一款 総則……………二二五

第二款 株主との合意による取得……………二二五

第一目 総則……………二二五

第二目 特定の株主からの取得……………二二五

第三目 市場取引等による株式の取得……………二二五

第三款	取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得	八六
第一目	取得請求権付株式の取得の請求	八八
第二目	取得条項付株式の取得	八八
第四款	全部取得条項付種類株式の取得	九〇
第五款	相続人等に対する元渡し	九〇
第六款	株式の消却	九〇
第四節の二	特別支配株主の株式等元渡し請求	九二
第五節	株式の併合等	九三
第一款	株式の併合	九三
第二款	株式の分割	九五
第三款	株式無償割当て	九五
第六節	単元株式数	九五
第一款	総則	九五
第二款	単元未満株主の買取請求	九六
第三款	単元未満株主の売渡請求	九六
第四款	単元株式数の変更等	九六
第七節	株主に対する通知の省略等	九七
第八節	募集株式の発行等	九七
第一款	募集事項の決定等	九七
第二款	募集株式の割当て	九七
第三款	金銭以外の財産の出資	九九
第四款	出資の履行等	一〇〇
第五款	募集株式の発行等をやめることの請求	一〇〇
第六款	募集に係る責任等	一〇〇
第九節	株券	一〇二
第一款	総則	一〇二

第二款	株券の提出等	一〇三
第三款	株券喪失登録	一〇三
第十節	雑則	一〇四
第三章	新株予約権	一〇五
第一節	総則	一〇五
第二節	新株予約権の発行	一〇五
第一款	募集事項の決定等	一〇五
第二款	募集新株予約権の割当て	一〇七
第三款	募集新株予約権に係る払込み	一〇八
第四款	募集新株予約権の発行をやめることの請求	一〇八
第五款	雑則	一〇八
第三節	新株予約権原簿	一〇八
第四節	新株予約権の譲渡等	一〇九
第一款	新株予約権の譲渡	一〇九
第二款	新株予約権の譲渡の制限	一一〇
第三款	新株予約権の質入れ	一一一
第四款	信託財産に属する新株予約権についての對抗要件等	一一三
第五節	株式会社による自己の新株予約権の取得	一一三
第一款	募集事項の定めに基づく新株予約権の取得	一一三
第二款	新株予約権の消却	一一三
第六節	新株予約権無償割当て	一一三
第七節	新株予約権の行使	一一三
第一款	総則	一一三
第二款	金銭以外の財産の出資	一一四
第三款	責任	一一五
第四款	雑則	一一五
第八節	新株予約権に係る証券	一一五

第一款	新株予約権証券	一一五
第二款	新株予約権付社債券	一一六
第三款	新株予約権証券等の提出	一一六
第四章	機関	一一七
第一節	株主総会及び種類株主総会	一一七
第一款	株主総会	一一七
第二款	種類株主総会	一一七
第二節	株主総会以外の機関の設置	一一七
第三節	役員及び会計監査人の選任及び解任	一一三
第一款	選任	一一三
第二款	解任	一一四
第三款	選任及び解任の手續に関する特則	一一五
第四節	取締役会	一一七
第一款	取締役	一一八
第二款	権限等	一一八
第三款	運営	一一九
第六節	会計参与	一二〇
第七節	監査役	一二一
第八節	監査役会	一二三
第一款	権限等	一二三
第二款	運営	一二三
第九節	会計監査人	一二四
第九節の二	監査等委員会	一二四
第一款	権限等	一二四
第二款	運営	一二六
第三款	監査等委員会設置会社の取締役会の権限等	一二六
第十節	指名委員会等及び執行役員	一二七
第一款	委員の選定、執行役の選任等	一二七
第二款	指名委員会等の権限	一二七

等……………三三

第三款 指名委員会等の運営……………三五

第四款 指名委員会等設置会社  
の取締役の権限等……………四〇

第五款 執行役の権限等……………四〇

第十一節 役員等の損害賠償責任……………四四

第五章 計算等……………四四

第一節 会計の原則……………四四

第二節 会計帳簿等……………四四

第一款 会計帳簿……………四四

第二款 計算書類等……………四四

第三款 連結計算書類……………四四

第三節 資本金の額等……………四四

第一款 総則……………四四

第二款 資本金の額の減少等……………四四

第一款 資本金の額の減少等……………四四

第二款 資本金の額の減少等……………四四

第二目 資本金の額の増加等……………四四

第三目 剰余金についての  
その他の処分……………四四

第四節 剰余金の配当……………四四

第五節 剰余金の配当等を決定  
する機関の特則……………四四

第六節 剰余金の配当等に関する  
責任……………四四

第六章 定款の変更……………四五

第七章 事業の譲渡等……………四五

第八章 解散……………四五

第九章 清算……………四五

第一節 総則……………四五

第一款 清算の開始……………四五

第二款 清算株式会社以外の機  
関の設置……………四五

第二目 清算人の就任及び  
解任並びに監査役……………四五

の退任……………五五

第三目 清算人の職務等……………五五

第四目 清算人会……………五五

第五目 取締役等に関する  
規定の適用……………五五

第三款 財産目録等……………五五

第四款 債務の弁済等……………五五

第五款 残余財産の分配……………五五

第六款 清算事務の終了等……………五五

第七款 帳簿資料の保存……………五五

第八款 適用除外等……………五五

第二節 特別清算……………五五

第一款 特別清算の開始……………五五

第二款 裁判所による監督及  
び調査……………五五

第三款 清算人……………五五

第四款 監督委員……………五五

第五款 調査委員……………五五

第六款 清算株式会社の行為  
の制限等……………五五

第七款 清算の監督上必要な  
処分等……………五五

第八款 債権者集会……………五五

第九款 協定……………五五

第十款 特別清算の終了……………五五

第三編 持分会社……………五五

第一章 設立……………五五

第二章 社員……………五五

第一節 社員の責任等……………五五

第二節 持分の譲渡等……………五五

第三節 誤認行為の責任……………五五

第三章 管理……………五五

第一節 総則……………五五

第二節 業務を執行する社員  
の職務を代行する者……………五五

第三節 業務を執行する社員  
の職務を代行する者……………五五

第四章 社員の加入及び退社……………五五

第一節 社員の加入……………六六

第二節 社員の退社……………六六

第五章 計算等……………六六

第一節 会計の原則……………六六

第二節 会計帳簿……………六六

第三節 計算書類……………六六

第四節 資本金の額の減少……………六六

第五節 利益の配当……………六六

第六節 出資の払戻し……………六六

第七節 合同会社の計算等に関  
する特則……………六六

第一款 計算書類の閲覧に関  
する特則……………六六

第二款 資本金の額の減少に  
関する特則……………六六

第三款 利益の配当に関する  
特則……………六六

第四款 出資の払戻しに関す  
る特則……………六六

第五款 退社に伴う持分の払  
戻しに関する特則……………六六

第六章 定款の変更……………六七

第七章 解散……………六七

第八章 清算……………六七

第一節 清算の開始……………六七

第二節 清算人……………六七

第三節 財産目録等……………六七

第四節 債務の弁済等……………六七

第五節 残余財産の分配……………六七

第六節 清算事務の終了等……………六七

第七節 任意清算……………六七

第八節 帳簿資料の保存……………六七

第九節 社員の責任の消滅時効……………六七

第十節 適用除外等……………六七

第四編 社債……………六七

第一章 総則……………六七

第二章 社債管理者……………六七



第三章 社債権者集会	二八〇
第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転	二八三
第一章 組織変更	二八三
第一節 通則	二八三
第二節 株式会社の組織変更	二八三
第三節 持分会社の組織変更	二八四
第二章 合併	二八五
第一節 通則	二八五
第二節 吸収合併	二八五
第一款 株式会社が存続する吸収合併	二八五
第二款 持分会社が存続する吸収合併	二八六
第三節 新設合併	二八六
第一款 株式会社を設立する新設合併	二八六
第二款 持分会社を設立する新設合併	二八六
第三章 会社分割	二八八
第一節 吸収分割	二八八
第一款 株式会社に権利義務を承継させる吸収分割	二八八
第二款 持分会社に権利義務を承継させる吸収分割	二八八
第二款 新設分割	二九〇
第一款 株式会社を設立する新設分割	二九〇
第二款 持分会社を設立する新設分割	二九〇
第四章 株式交換及び株式移転	二九三
第一節 株式交換	二九三

第一款 通則	二九三
第二款 株式会社に発行済株式を取得させる株式交換	二九三
第三款 合同会社に発行済株式を取得させる株式交換	二九三
第二款 株式移転	二九四
第三款 株式交換及び株式移転の手続	二九四
第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手続	二九五
第一節 組織変更の手続	二九五
第一款 株式会社の手続	二九五
第二款 持分会社の手続	二九七
第二節 吸収合併等の手続	二九七
第一款 吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続	二九七
第二款 持分会社の手続	二九七
第三款 吸収合併存続会社、吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社の手続	二九七
第四款 持分会社の手続	二九七
第三節 新設合併等の手続	二九九
第一款 新設合併消滅会社、新設分割会社及び株式移転完全子会社の手続	二九九
第二款 持分会社の手続	二九九
第三款 株式会社の手続	三〇一
第四款 持分会社の手続	三〇一
第五款 株式会社の手続	三〇二
第六款 持分会社の手続	三〇二
第七款 株式会社の手続	三〇二
第八款 持分会社の手続	三〇二
第九款 株式会社の手続	三〇二
第十款 持分会社の手続	三〇二
第十一款 株式会社の手続	三〇二
第十二款 持分会社の手続	三〇二
第十三款 株式会社の手続	三〇二
第十四款 持分会社の手続	三〇二
第十五款 株式会社の手続	三〇二
第十六款 持分会社の手続	三〇二
第十七款 株式会社の手続	三〇二
第十八款 持分会社の手続	三〇二
第十九款 株式会社の手続	三〇二
第二十款 持分会社の手続	三〇二
第二十一款 株式会社の手続	三〇二
第二十二款 持分会社の手続	三〇二
第二十三款 株式会社の手続	三〇二
第二十四款 持分会社の手続	三〇二
第二十五款 株式会社の手続	三〇二
第二十六款 持分会社の手続	三〇二
第二十七款 株式会社の手続	三〇二
第二十八款 持分会社の手続	三〇二
第二十九款 株式会社の手続	三〇二
第三十款 持分会社の手続	三〇二
第三十一款 株式会社の手続	三〇二
第三十二款 持分会社の手続	三〇二
第三十三款 株式会社の手続	三〇二
第三十四款 持分会社の手続	三〇二
第三十五款 株式会社の手続	三〇二
第三十六款 持分会社の手続	三〇二
第三十七款 株式会社の手続	三〇二
第三十八款 持分会社の手続	三〇二
第三十九款 株式会社の手続	三〇二
第四十款 持分会社の手続	三〇二
第四十一款 株式会社の手続	三〇二
第四十二款 持分会社の手続	三〇二
第四十三款 株式会社の手続	三〇二
第四十四款 持分会社の手続	三〇二
第四十五款 株式会社の手続	三〇二
第四十六款 持分会社の手続	三〇二
第四十七款 株式会社の手続	三〇二
第四十八款 持分会社の手続	三〇二
第四十九款 株式会社の手続	三〇二
第五十款 持分会社の手続	三〇二
第五十一款 株式会社の手続	三〇二
第五十二款 持分会社の手続	三〇二
第五十三款 株式会社の手続	三〇二
第五十四款 持分会社の手続	三〇二
第五十五款 株式会社の手続	三〇二
第五十六款 持分会社の手続	三〇二
第五十七款 株式会社の手続	三〇二
第五十八款 持分会社の手続	三〇二
第五十九款 株式会社の手続	三〇二
第六十款 持分会社の手続	三〇二
第六十一款 株式会社の手続	三〇二
第六十二款 持分会社の手続	三〇二
第六十三款 株式会社の手続	三〇二
第六十四款 持分会社の手続	三〇二
第六十五款 株式会社の手続	三〇二
第六十六款 持分会社の手続	三〇二
第六十七款 株式会社の手続	三〇二
第六十八款 持分会社の手続	三〇二
第六十九款 株式会社の手続	三〇二
第七十款 持分会社の手続	三〇二
第七十一款 株式会社の手続	三〇二
第七十二款 持分会社の手続	三〇二
第七十三款 株式会社の手続	三〇二
第七十四款 持分会社の手続	三〇二
第七十五款 株式会社の手続	三〇二
第七十六款 持分会社の手続	三〇二
第七十七款 株式会社の手続	三〇二
第七十八款 持分会社の手続	三〇二
第七十九款 株式会社の手続	三〇二
第八十款 持分会社の手続	三〇二
第八十一款 株式会社の手続	三〇二
第八十二款 持分会社の手続	三〇二
第八十三款 株式会社の手続	三〇二
第八十四款 持分会社の手続	三〇二
第八十五款 株式会社の手続	三〇二
第八十六款 持分会社の手続	三〇二
第八十七款 株式会社の手続	三〇二
第八十八款 持分会社の手続	三〇二
第八十九款 株式会社の手続	三〇二
第九十款 持分会社の手続	三〇二
第九十一款 株式会社の手続	三〇二
第九十二款 持分会社の手続	三〇二
第九十三款 株式会社の手続	三〇二
第九十四款 持分会社の手続	三〇二
第九十五款 株式会社の手続	三〇二
第九十六款 持分会社の手続	三〇二
第九十七款 株式会社の手続	三〇二
第九十八款 持分会社の手続	三〇二
第九十九款 株式会社の手続	三〇二
第一百款 持分会社の手続	三〇二

第六編 外国会社	三〇八
第七編 雑則	三〇九
第一章 会社の解散命令等	三〇九
第一節 会社の解散命令	三〇九
第二節 外国会社の取引継続禁止又は営業所閉鎖の命令	三〇九
第二章 訴訟	三〇
第一節 会社の組織に関する訴え	三〇
第二節 無効の訴え	三〇
第三節 株式会社における責任追及等の訴え	三〇
第四節 株式会社の役員解任の訴え	三〇
第五節 特別清算に関する訴え	三〇
第六節 持分会社の社員除名の訴え等	三〇
第七節 清算持分会社の財産処分の取消しの訴え	三〇
第八節 社債発行会社の弁済等の取消しの訴え	三〇
第三章 非訟	三〇
第一節 総則	三〇
第二節 新株発行の無効判決後の払戻金増減の手続に関する特別	三〇
第三節 特別清算の手続に関する特別	三〇
第四節 特別清算の開始の手続に関する特別	三〇
第五節 特別清算の実行の手続に関する特別	三〇
第六節 特別清算の開始の手続に関する特別	三〇
第七節 特別清算の実行の手続に関する特別	三〇

第四款	特別清算の終了の手續に關する特則	三三
第四節	外国会社の清算の手續に關する特則	三四
第五節	会社の解散命令等の手續に關する特則	三四
第四章	登記	三四
第一節	總則	三四
第二節	会社の登記	三五
第一款	本店の所在地における登記	三五
第二款	支店の所在地における登記	三五
第三節	外国会社の登記	三五
第四節	登記の嘱託	三六
第五節	公告	三六
第一節	總則	三六
第二節	電子公告調査機関	三六
第八編	罰則	三五
商法(抄)		三〇
保險法		三〇
第一章	總則	三〇
第二章	損害保險	三〇
第一節	成立	三〇
第二節	効力	三〇
第三節	保險給付	三〇
第四節	終了	三〇
第五節	傷害疾病損害保險の特則	三〇
第六節	適用除外	三〇
第三章	生命保險	三〇
第一節	成立	三〇
第二節	効力	三〇
第三節	保險給付	三〇

第四節	終了	三五
第四章	傷害疾病定額保險	三五
第一節	成立	三五
第二節	効力	三五
第三節	保險給付	三五
第四節	終了	三五
第五章	雜則	三五
手形法		三五
第一編	為替手形	三五
第一章	為替手形ノ振出及方式	三五
第二章	裏書	三五
第三章	引受	三五
第四章	保証	三五
第五章	満期	三五
第六章	支払	三五
第七章	引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル遡求	三五
第八章	参加	三五
第一節	通則	三五
第二節	参加引受	三五
第三節	参加支払	三五
第九章	複本及謄本	三五
第一節	複本	三五
第二節	謄本	三五
第十章	變造	三五
第十一章	時効	三五
第十二章	通則	三五
第二編	約束手形	三五
小切手法		三五
第一章	小切手ノ振出及方式	三五
第二章	讓渡	三五
第三章	保証	三五
第四章	呈示及支払	三五
第五章	線引小切手	三五

第六章	支払拒絶ニ因ル遡求	三六
第七章	複本	三六
第八章	變造	三六
第九章	時効	三六
第十章	支払保証	三六
第十一章	通則	三六
拒絕証書令		三〇
小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件		三七
民事訴訟法編		三七
民事訴訟法(抄)		三七
非訟事件手續法(抄)		三七
民事執行法		三六
第一章	總則	三六
第二章	強制執行	三六
第一節	總則	三六
第二節	金錢の支払を目的とする債権についての強制執行	三六
第一款	不動産に対する強制執行	三六
第一目	通則	三六
第二目	強制競売	三六
第三目	強制管理	三六
第二款	船舶に対する強制執行	三六
第三款	動産に対する強制執行	三六
第四款	債権及びその他の財産権に対する強制執行	三六

行	第一目	債権執行等	四〇〇
	第二目	少額訴訟債権執行	四〇三
	第五款	扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行の特例	四〇五
第三節		金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行	四〇五
第三章		担保権の実行としての競売等	四〇七
第四章		財産開示手続	四〇九
第五章		罰則	四一〇
<b>民事保全法</b>			
第一章		総則	四二二
第二章		保全命令に関する手続	四二二
第一節		総則	四二二
第二節		保全命令	四二二
第一款		通則	四二二
第二款		仮差押命令	四二三
第三款		仮処分命令	四二三
第四節		保全取消	四二四
第五節		保全抗告	四二四
第三章		保全執行に関する手続	四二五
第一節		総則	四二五
第二節		仮差押えの執行	四二六
第三節		仮処分の執行	四二七
第四章		仮処分の効力	四二七
第五章		罰則	四二八
<b>破産法</b>			
第一章		総則	四二九
第二章		破産手続の開始	四三二
第一節		破産手続開始の申立て	四三二
第二節		破産手続開始の決定	四三三
第三節		破産手続開始の効果	四三三

第一款		通則	四四〇
第二款		破産手続開始の効果	四四〇
第三款		取戻権	四四七
第四款		別除権	四四七
第五款		相殺権	四四六
第三章		破産手続の機関	四四九
第一節		破産管財人の選任及び監督	四四九
第二款		破産管財人の権限等	四四九
第二節		保全管理人	四五〇
第四章		破産債権	四五一
第一節		破産債権者の権利	四五一
第二節		破産債権の届出	四五一
第三節		破産債権の調査及び確定	四五三
第一款		通則	四五四
第二款		書面による破産債権の調査	四五四
第三款		期日における破産債権の調査	四五五
第四款		破産債権の確定	四五五
第五款		租税等の請求権等についての特例	四五七
第四節		債権者集会及び債権者委員会	四五七
第一款		債権者集会	四五七
第二款		債権者委員会	四五六
第五章		財団債権	四五九
第六章		破産財団の管理	四六〇
第一節		破産者の財産状況の調査	四六〇
第二節		否認権	四六〇
第三節		法人の役員の責任の追及等	四六三
第七章		破産財団の換価	四六三
第一節		通則	四六三
第二節		担保権の消滅	四六四

第三節		商事留置権の消滅	四六六
第八章		配当	四六六
第一節		通則	四六六
第二節		最後配当	四六六
第三節		簡易配当	四六八
第四節		同意配当	四六八
第五節		中間配当	四六八
第六節		追加配当	四六八
第九章		破産手続の終了	四六九
第十章		相統財産の破産等に関する特則	四七〇
第一節		相統財産の破産	四七一
第二節		相統人の破産	四五一
第三節		受遺者の破産	四五三
第十章の二		信託財産の破産に関する特則	四五三
第十一章		外国倒産処理手続がある場合の特則	四五五
第十二章		免責手続及び復権	四五五
第一節		免責手続	四五五
第二節		復権	四五七
第十三章		雑則	四五七
第十四章		罰則	四五九
<b>民事再生法</b>			
第一章		総則	四六一
第二章		再生手続の開始	四六四
第一節		再生手続開始の申立て	四六四
第二節		再生手続開始の決定	四六六
第三章		再生手続の機関	四六九
第一節		監督委員	四六九
第二節		調査委員	四七〇
第三節		管財人	四七〇
第四節		保全管理人	四七二
第四章		再生債権	四七三
第一節		再生債権者の権利	四七三
第二節		再生債権の届出	四七三
第三節		再生債権の調査及び確定	四七五

第四節	債権者集会及び債権者委員会	四七六
第五節	共益債権、一般優先債権及び開始後債権	四七六
第六節	再生債務者の財産の調査及び確保	四七六
第七節	再生債務者の財産状況の調査	四八〇
第八節	否認権	四八〇
第九節	法人の役員の責任の追及	四八四
第十節	担保権の消滅	四八四
第十一節	再生計画	四八六
第十二節	再生計画の条項	四八六
第十三節	再生計画案の提出	四八七
第十四節	再生計画案の決議	四八八
第十五節	再生計画の認可等	四八九
第十六節	再生計画認可後の手続	四九二
第十七節	再生手続の廃止	四九三
第十八節	住宅資金貸付債権に関する特則	四九三
第十九節	外国倒産処理手続がある場合の特則	四九六
第二十節	簡易再生及び同意再生に関する特則	四九七
第二十一節	簡易再生	四九七
第二十二節	同意再生	四九七
第二十三節	小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則	四九八
第二十四節	小規模個人再生	四九八
第二十五節	給与所得者等再生	四九八
第二十六節	再生手続と破産手続との間の移行	五〇三
第二十七節	破産手続から再生手続への移行	五〇四
第二十八節	再生手続から破産手続への移行	五〇四

第十五章	への移行	五〇八
第十六章	罰則	五〇八
第十七章	会社更生法(抄)	五〇

諸法編

○金融・証券・保険

第十八章	日本銀行法(抄)	五八
------	----------	----

銀行法

第一章	総則	五九
第二章	業務	五九
第三章	子会社等	五九
第四章	経理	五九
第五章	監督	五九
第六章	合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け	五九
第七章	廃業及び解散	五九
第八章	外国銀行支店	五九
第九章	外国銀行代理業務に関する特則	五九
第十章	株主	五九
第十一章	通則	五九
第十二章	銀行主要株主に係る特則	五九
第十三章	銀行持株会社に係る特則	五九
第十四章	銀行	五九
第十五章	通則	五九
第十六章	監督	五九
第十七章	雑則	五九
第十八章	銀行持株会社に係る特則	五九
第十九章	通則	五九
第二十章	業務及び子会社等	五九
第二十一章	経理	五九
第二十二章	監督	五九
第二十三章	雑則	五九

第十七章の四	銀行代理業	五八
第十八章	通則	五八
第十九章	業務	五八
第二十章	経理	五八
第二十一章	監督	五八
第二十二章	所屬銀行等	五八
第二十三章	雑則	五八
第二十四章	電子決済等代行業	五八
第二十五章	通則	五八
第二十六章	業務	五八
第二十七章	監督	五八
第二十八章	認定電子決済等代行業	五八
第二十九章	事業者協会	五八
第三十章	雑則	五八
第三十一章	指定紛争解決機関	五八
第三十二章	通則	五八
第三十三章	業務	五八
第三十四章	監督	五八
第三十五章	雑則	五八
第三十六章	罰則	五八
第三十七章	没収に関する手続等の特則	五八

銀行法施行規則(抄)

第一章	総則	五九
第二章	会員	五九
第三章	設立及び事業免許の申請	五九
第四章	管理	五九
第五章	通則	五九
第六章	役員	五九
第七章	理事会	五九
第八章	計算書類等の監査等	五九
第九章	役員等の責任	五九
第十章	支配人	五九
第十一章	総会等	五九
第十二章	総代会	五九

信用金庫法

第一章	総則	五九
第二章	会員	五九
第三章	設立及び事業免許の申請	五九
第四章	管理	五九
第五章	通則	五九
第六章	役員	五九
第七章	理事会	五九
第八章	計算書類等の監査等	五九
第九章	役員等の責任	五九
第十章	支配人	五九
第十一章	総会等	五九
第十二章	総代会	五九

第九節 出資一口の金額の減少	六〇五
第五章の二 外国銀行代理業務に 関する特則	六〇九
第五章の三 全国連合会債の発行	六〇九
第五章の四 子会社等	六一一
第六章 經理	六一一
第七章 事業の譲渡又は譲受け及 び合併	六六一
第八章 解散及び清算	六六九
第九章 登記	六八〇
第九章の二 信用金庫代理業	六八三
第九章の三 信用金庫電子決済等 代行業	六八三
第九章の四 指定紛争解決機関	六八四
第十章 雑則	六八五
第十一章 罰則	六八〇
第十二章 没収に関する手続等 の特例	六八四
中小企業等協同組合法(抄)	六八四
協同組合による金融事業に関す る法律(抄)	六八七
農業協同組合法(抄)	六八三
労働金庫法(抄)	六九五
信託業法(抄)	六八四
金融商品取引法(抄)	六八七
投資信託及び投資法人に関する 法律(抄)	七七七
保険業法(抄)	七四九
保険業法施行規則(抄)	八〇六

信用保証協会法	八五五
第一章 通則	八五五
第二章 信用保証協会	八五五
第一節 通則	八五五
第二節 設立	八五六
第三節 業務	八五六
第四節 管理	八五六
第五節 解散及び清算	八五六
第六節 監督	八五六
第三章 保証業務支援機関	八五九
第四章 雑則	八六〇
第五章 罰則	八六二
農林中央金庫法(抄)	八三三
株式会社商工組合中央金庫法(抄)	八三七
預金保険法(抄)	八三三
貸付信託法	八三三
担保付社債信託法	八三三
第一章 総則	八三三
第二章 信託証書	八三三
第三章 担保付社債を引き受ける 者の募集	八三四
第四章 担保付社債券	八三四
第五章 社債原簿	八三四
第六章 社債権者集会	八三四
第七章 信託契約の効力等	八三四
第八章 信託事務の承継及び終了	八三四
第九章 雑則	八三四
第十章 罰則	八四五
外国為替及び外国貿易法	八四四
第一章 総則	八四四
第二章 我が国の平和及び安全の	八四四

維持のための措置	八四七
第三章 支払等	八四七
第四章 資本取引等	八四七
第五章 対内直接投資等	八四七
第六章 外国貿易	八四七
第六章の二 報告等	八四七
第六章の三 輸出者等遵守基準	八四七
第七章 行政手続法との関係	八四七
第七章の二 審査請求	八四七
第八章 雑則	八四七
第九章 罰則	八四七
債権管理回収業に関する特別措 置法	八六一
第一章 総則	八六一
第二章 許可等	八六一
第三章 業務	八六一
第四章 監督	八六一
第五章 雑則	八六一
第六章 罰則	八六一
犯罪による収益の移転防止に関 する法律	八六六
第一章 総則	八六七
第二章 特定事業者による措置	八六七
第三章 疑わしい取引に関する情 報の提供等	八六七
第四章 監督	八六七
第五章 雑則	八六七
第六章 罰則	八六七
犯罪による収益の移転防止に関 する法律施行令(抄)	八七六
犯罪による収益の移転防止に関 する法律施行規則	八八一

偽造カード等及び盗難カード等  
を用いて行われる不正な機械  
式預貯金払戻し等からの預貯  
金者の保護等に関する法律……九六六

犯罪利用預金口座等に係る資金  
による被害回復分配金の支払  
等に関する法律……八九九

第一章 総則……………八九九

第二章 預金口座等に係る取引の  
停止等の措置……………八九九

第三章 預金等に係る債権の消滅  
手続……………八九九

第四章 被害回復分配金の支払手  
続……………九〇〇

第一節 通則……………九〇〇

第二節 手続の開始等……………九〇一

第三節 支払の申請及び決定等……………九〇二

第四節 支払の実施等……………九〇三

第五節 手続の終了等……………九〇三

第五節 預金保険機構の業務の特  
例等……………九〇四

第六章 雑則……………九〇四

第七章 罰則……………九〇六

犯罪利用預金口座等に係る資金  
による被害回復分配金の支払  
等に関する法律施行規則……………九〇六

第一章 総則……………九〇六

第二章 預金等に係る債権の消滅  
手続……………九〇六

第三章 被害回復分配金の支払手  
続……………九〇八

第一節 通則……………九〇八

第二節 手続の開始等……………九〇八

第三節 支払の申請及び決定等……………九〇八

第四節 支払の実施等……………九一〇

第五節 手続の終了等……………九一一

第四章 雑則……………九一二

特定融資枠契約に関する法律……………九三三

貸金業法(抄)……………九四四

臨時金利調整法……………九四〇

利息制限法……………九三三

第一章 利息等の制限……………九三三

第二章 営業的金銭消費貸借の特  
則……………九三三

出資の受入れ(預り金及び金利  
等の取締りに関する法律)……………九三三

預金等に係る不当契約の取締に  
関する法律……………九三五

民間公益活動を促進するための  
休眠預金等に係る資金の活用  
に関する法律(抄)……………九三六

◎市場経済……………九三六

私的独占の禁止及び公正取引の  
確保に関する法律(抄)……………九三三

不公正な取引方法……………九三五

不当景品類及び不当表示防止法……………九三五

第一章 総則……………九三五

第二章 景品類及び表示に関する  
規制……………九五四

第一節 景品類の制限及び禁止  
並びに不当な表示の禁  
止……………九五四

第二節 措置命令……………九五四

第三節 課徴金……………九五四

第四節 景品類の提供及び表示  
の管理上の措置……………九五八

第五節 報告の徴収及び立入検  
査等……………九五八

第三章 適格消費者団体の差止請  
求権等……………九五八

第四章 協定又は規約……………九五八

第五章 雑則……………九五九

第六章 罰則……………九五九

不正競争防止法(抄)……………九六〇

◎消費者保護……………九六〇

金融商品の販売等に関する法律……………九六七

金融商品の販売等に関する法律  
施行令……………九七〇

消費者契約法(抄)……………九七三

電子消費者契約及び電子承諾  
通知に関する民法の特例に  
関する法律……………九七五

◎その他……………九七五

個人情報保護に関する法律(抄)……………九七七

個人情報保護に関する法律施  
行令(抄)……………九五五

行政手続における特定の個人  
を識別するための番号の利  
用等に関する法律(抄)……………九五七

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律……………九六六

第一章 総則……………九六六

第二章 遺留分に関する民法の特例……………九六六

第三章 支援措置……………九九七

第四章 雑則……………九九九

国税徴収法(抄)……………一〇〇〇

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律……………一〇〇七

第一章 総則……………一〇〇七

第二章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等……………一〇〇八

第一節 動産に対する強制執行等……………一〇〇八

第二節 不動産又は船舶等に対する強制執行等……………一〇〇九

第三節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等……………一〇〇九

第三章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分……………一〇一一

第一節 動産に対する滞納処分……………一〇一一

第二節 不動産又は船舶等に対する滞納処分……………一〇一二

第三節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分……………一〇一二

第四章 雑則……………一〇一三

刑法(抄)……………一〇一三

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(抄)……………一〇一五

著作権法(抄)……………一〇一六

特許法(抄)……………一〇一三

弁護士法(抄)……………一〇一九

判例編

第一 銀行取引一般……………一〇三三

一 銀行の責任……………一〇三三

(1) 支店長(表見支配人)の地位と責任……………一〇三三

(2) 支店次長・支店長代理らの地位と責任……………一〇三三

(3) 使用者責任……………一〇三三

(4) 信用照会……………一〇三三

(5) 説明義務……………一〇三三

(6) 個人情報保護責任……………一〇三四

(7) 文書提出命令……………一〇三四

(8) 弁護士照会……………一〇三五

(9) 銀行取締役の忠実義務……………一〇三六

(10) 監査役・監事の忠実義務……………一〇三七

二 取引の相手方……………一〇三七

1 制限行為能力者・障害者との取引……………一〇三七

2 代理人との取引……………一〇三八

(1) 親子間の利益相反行為……………一〇三八

(2) 代理権の授与……………一〇三八

(3) 双方代理……………一〇三九

(4) 表見代理……………一〇三九

(5) 無権代理行為の追認……………一〇四〇

(6) 無権代理人の責任……………一〇四〇

(7) 代理人の権限濫用……………一〇四〇

(8) 会社との取引……………一〇四〇

(9) 会社目的の範囲……………一〇四〇

(10) 表見代表取締役の行為と……………一〇四〇

会社の責任……………一〇四一

(3) 取締役と会社間の取引……………一〇四一

(4) 代表取締役の権限濫用……………一〇四一

(5) 法人格の否認……………一〇四一

(6) 代表取締役・取締役の責任……………一〇四三

4 地方公共団体との取引……………一〇四四

5 公益法人との取引……………一〇四四

6 組合との取引……………一〇四五

7 権利能力なき社団・財団との取引……………一〇四五

8 共同企業体との取引……………一〇四五

9 名板貸の責任……………一〇四五

10 無権利者との取引(権利外観の法理)……………一〇四六

三 金融商品取引……………一〇四六

第二預金……………一〇四九

一 預金契約……………一〇四九

(1) 預金契約の性質……………一〇四九

(2) 預金契約の成立……………一〇四九

(3) 振込による預金……………一〇四九

(4) 預金者の認定……………一〇五〇

(5) 盗取・詐取した金銭による預金……………一〇五一

(6) 預金契約の仮装……………一〇五一

(7) 員外預金……………一〇五一

(8) 預金の書替え……………一〇五一

(9) 口座開設時の本人確認義務……………一〇五一

二 預金取引約款……………一〇五二

(1) 預金の支払……………一〇五二

(2) 債権の準占有者に対する弁済……………一〇五二

(3) 口座引落し……………一〇五二

(4) 預金の弁済供託……………一〇五二

(5) その他……………一〇五二

(6) 預金の差押・転付……………一〇五四

(1)	預金の差押	〇五
(2)	預金に対する転付命令の効力	〇五
(3)	預金に対する仮差押	〇五
(1)	預金との相殺	〇五
(2)	差押預金との相殺	〇五
(1)	預金者からの相殺	〇五
(1)	預金の相続	〇五
(1)	共同相続	〇五
(1)	遺言執行者	〇五
(2)	相続預金の払戻拒絶と不法行為責任	〇五
(1)	預金と時効	〇五
(1)	預金の時効期間	〇五
(2)	預金の時効中断	〇五
(3)	時効の援用	〇五
(1)	預金取引の解約	〇五
(1)	手形・小切手用紙回収の責任	〇五
(1)	定期預金の中途解約	〇五
(2)	暴力団排除条項に基づく預金契約解約	〇五
(1)	その他	〇五
(1)	導入預金	〇五
(2)	歩積・両建預金	〇五
(3)	税務調査	〇五
(4)	開示義務	〇五
(5)	預貯金者保護法	〇五
<b>第三 手形・小切手</b>		
(1)	手形・小切手行為	〇六
(1)	手形行為の解釈	〇六
(2)	手形行為の独立の原則	〇六
(3)	手形・小切手の署名	〇六
(4)	手形行為の代理	〇六
(1)	表見代理	〇六
(2)	表見代表	〇六
(3)	無権代理の追認	〇六

(1)	代理人の権限濫用	〇六
(5)	双方代理	〇六
(6)	無権代理人の責任	〇六
(1)	手形行為と自己取引	〇六
(1)	手形行為の瑕疵	〇六
(2)	錯誤による手形行為	〇六
(3)	詐欺による手形行為	〇六
(2)	強迫による手形行為	〇六
(1)	手形の振出	〇六
(1)	手形・小切手の記載事項	〇六
(1)	手形金額	〇六
(2)	満期	〇六
(2)	支払地	〇六
(4)	振出地	〇六
(3)	振出日	〇六
(5)	当事者の兼任	〇六
(6)	指図禁止文句	〇六
(7)	指図禁止文句	〇六
(8)	取立禁止文句	〇六
(2)	共同振出	〇六
(1)	白地手形・小切手	〇六
(1)	白地手形の意義と効力	〇六
(2)	白地補充権・補充義務	〇六
(3)	白地手形の譲渡	〇六
(4)	白地手形の行使と時効中断	〇六
<b>四 手形抗弁</b>		
(1)	悪意の抗弁	〇六
(2)	融通手形の抗弁	〇六
(3)	見せ手形の抗弁	〇六
(1)	手形の裏書	〇六
(1)	裏書の資格授与的効力	〇六
(2)	裏書の連続	〇六
(3)	裏書の不連続と権利行使	〇六
(4)	裏書の抹消	〇六
(5)	裏書の善意取得	〇六
(6)	裏書の原因関係の無効・消滅と手形金請求	〇六
(7)	裏書の担保的効力	〇六

(1)	白地式裏書	〇六
(9)	取立委任裏書	〇六
(10)	隠れた取立委任裏書	〇六
(11)	期限後裏書	〇六
(12)	戻裏書	〇六
(13)	指名債権譲渡の方法による手形の譲渡	〇六
(14)	共同受取人の裏書	〇六
(1)	手形保証・引受	〇七
(2)	保証の方式	〇七
(1)	手形保証と主債務との関係	〇七
(3)	手形外の保証契約	〇七
(4)	手形の引受	〇七
(1)	手形・小切手の支払	〇七
(2)	支払場所	〇七
(1)	支払銀行の調査義務と偽造手形・小切手支払による責任	〇七
(1)	支払呈示	〇七
(4)	支払呈示の免除	〇七
(5)	手形債権による相殺	〇七
(6)	手形支払拒絶	〇七
(1)	遡	〇七
(2)	償還請求金額	〇七
(1)	拒絶証書作成免除	〇七
(2)	小切手の特殊問題	〇七
(1)	線引小切手	〇七
(2)	自己宛小切手(預手)	〇七
(3)	支払拒絶宣言	〇七
(1)	手形・小切手と銀行取引	〇七
(1)	手形貸付	〇七
(2)	手形割引	〇七
(3)	割引手形の買戻し	〇七
(4)	手形の書替え	〇七
(5)	手形の取立	〇七
(1)	手形・小切手の偽造・変造・盗難・滅失	〇七



(1)	手形・小切手の偽造	〇七四
(2)	手形の変造	〇七四
(3)	取立委任文句の抹消	〇七四
(4)	手形の盗難・紛失・滅失	〇七五
(5)	除権判決(現・除権決定)の効力	〇七五
一	手形・小切手の時効	〇七五
二	時効期間	〇七五
(1)	時効の中断	〇七五
(2)	時効の中断	〇七五
一	利得償還請求権	〇七五
一	手形債権と原因関係	〇七五
一	手形・小切手と担保	〇七五
一	手形交換	〇七五
(1)	手形交換の性質・効力	〇七五
(2)	依頼返還	〇七五
(3)	入金証明	〇七五
(4)	誤った不渡処分と銀行の責任	〇七五
(5)	手形不渡異議申立	〇七五
第四	為替	〇七六
一	送金	〇七六
(1)	電信送金	〇七六
(2)	送金小切手の支払	〇七六
二	振込	〇七六
三	組戻し	〇七六
四	外国為替	〇七六
第五	付随業務	〇七八
一	株式払込	〇七八
二	保管業務	〇七八
第六	貸付	〇八三
(1)	融資契約	〇八三
(2)	金銭消費貸借の要物性	〇八三
(3)	返済期日	〇八三
(4)	組合貸付・員外貸付	〇八三
(5)	金銭消費貸借の利息・損	〇八三

一	留置権	〇八九
(1)	民事留置権	〇八九
(2)	商事留置権	〇八九
(3)	留置権の実行	〇八九
二	質権	〇八九
三	先取特権	〇八九
四	抵当権	〇八九
(1)	抵当権の効力の及ぶ範囲	〇八九
(2)	工場抵当	〇八九
(3)	抵当建物の増改築・移築	〇八九
(4)	合体・合棟等	〇八九
(5)	被担保債権の範囲	〇八九
(6)	被担保債権の順位の譲渡・放棄	〇八九
(7)	転抵当	〇八九
(8)	抵当権の消滅	〇八九
五	根抵当権	〇九〇
(1)	設定契約	〇九〇
(2)	被担保債権	〇九〇
(3)	担保保存義務	〇九〇
(4)	譲渡担保	〇九〇
(5)	譲渡担保契約	〇九〇
(6)	目的物件の所有権移転	〇九〇
(7)	譲渡担保権の実行	〇九〇
(8)	物上代位	〇九〇
第六	七	〇九〇
第七	担保	〇九〇
(1)	害金	〇九六
(2)	増担保	〇九六
(3)	証書貸付	〇九六
(4)	保険契約者貸付	〇九六
(5)	代理貸付	〇九六
(6)	名義貸し	〇九六
(7)	貸付	〇九六
(8)	名義貸し	〇九六
(9)	名義貸し	〇九六
(10)	名義貸し	〇九六
(11)	名義貸し	〇九六
(12)	名義貸し	〇九六
(13)	名義貸し	〇九六
(14)	名義貸し	〇九六
(15)	名義貸し	〇九六

一	相統	〇九四
(1)	相統人	〇九四
(2)	相統の対象	〇九四
(3)	共同相統	〇九四
(4)	相統分	〇九四
(5)	遺産の分割	〇九四
(6)	相続の承認と放棄	〇九四
(7)	遺産分離	〇九四
(8)	遺言	〇九四
(9)	遺留分	〇九四
(10)	死因贈与	〇九四
(11)	相続人の不存在	〇九四
第九	債権管理	〇九四
(1)	保証契約	〇九九
(2)	保証債務の付従性	〇九九
(3)	保証人の求償権	〇九九
(4)	根保証	〇九九
(5)	連帯保証	〇九九
(6)	共同保証	〇九九
(7)	信用保証協会の保証	〇九九
(8)	信用組合の保証	〇九九
(9)	支払保証委託	〇九九
(10)	損失補償契約	〇九九
第八	保証	〇九九
(1)	保証契約	〇九九
(2)	保証債務の付従性	〇九九
(3)	保証人の求償権	〇九九
(4)	根保証	〇九九
(5)	連帯保証	〇九九
(6)	共同保証	〇九九
(7)	信用保証協会の保証	〇九九
(8)	信用組合の保証	〇九九
(9)	支払保証委託	〇九九
(10)	損失補償契約	〇九九
第九	債権管理	〇九九
(1)	保証契約	〇九九
(2)	保証債務の付従性	〇九九
(3)	保証人の求償権	〇九九
(4)	根保証	〇九九
(5)	連帯保証	〇九九
(6)	共同保証	〇九九
(7)	信用保証協会の保証	〇九九
(8)	信用組合の保証	〇九九
(9)	支払保証委託	〇九九
(10)	損失補償契約	〇九九

二	時効期間	二二五
(1)	時効の中断	二二五
(2)	時効利益の放棄(時効完成後の債務の承認)	二二六
(3)	時効の援用	二二〇
(4)	時効停止	二二〇
(5)	権利失効の原則	二二二
(6)	債権者代位権・債権者取消権	二三三
(7)	債権者代位権	二三三
(8)	債権者取消権の一般的要件	二三三
(9)	債権者取消権の行使と効力	二三三
(10)	本旨弁済・代物弁済・贈与	二三三
(11)	担保権設定	二三三
(12)	不動産・動産の譲渡	二三四
(13)	金銭給付	二三四
(14)	債権譲渡	二三五
(15)	指名債権の譲渡	二三五
(16)	将来債権の譲渡	二三五
(17)	對抗要件	二二五
(18)	異議をとめない債務者の承諾	二二六
(19)	譲渡禁止特約	二二六
(20)	債権譲渡登記	二二七
(21)	信託	二二七
(22)	営業の譲渡	二二七
(23)	委任者の死亡	二二八
(24)	債務引受	二二八
(25)	企業再編	二二八
(26)	九	二二八
(27)	八	二二八
(28)	七	二二八
(29)	六	二二八
(30)	五	二二八
(31)	四	二二八
(32)	三	二二八
(33)	二	二二八
(34)	一	二二八
(35)	第一〇 債権回収	二二九
(36)	弁済による回収	二二九
(37)	弁済の方法	二二九
(38)	弁済充当	二二九
(39)	第三者の弁済	二二九
(40)	弁済による代位	二二九
(41)	一部弁済	二三〇
(42)	弁済供託	二三〇
(43)	その他	二三〇
(44)	相殺による回収	二三三
(45)	自動債権の要件	二三三
(46)	相殺適状	二三三
(47)	相殺通知	二三三
(48)	債権の準占有者に対する相殺	二三三
(49)	受働債権の譲渡・差押	二三三
(50)	転付と相殺	二三三
(51)	相殺予約	二三三
(52)	相殺と信義則	二三三
(53)	相殺禁止	二三三
(54)	相殺充当	二三三
(55)	差引計算合意	二三三
(56)	抵当権実行による回収	二三三
(57)	競売申立手続	二三三
(58)	執行異議・抗告	二三三
(59)	売却手続	二三三
(60)	抵当権の実行による不動産所有権移転	二三三
(61)	共同抵当と代位	二三三
(62)	根抵当権の実行	二三三
(63)	抵当物件に設定された賃借権の効力	二三三
(64)	抵当物件に対する留置権の効力	二三三
(65)	抵当物件に対する通行地役権	二三三
(66)	抵当物件の第三取得者	二三三
(67)	保全処分	二三三
(68)	引渡命令	二三三
(69)	配当	二三三
(70)	競売物件の瑕疵	二三三
(71)	競売人札妨害	二三三
(72)	担保不動産収益執行	二四四
(73)	物上代位	二四四
(74)	賃料債権に対する物上代位	二四四
(75)	その他	二四四
(76)	法定地上権一括競売	二四四
(77)	抵当更地上に築造された建物	二四四
(78)	抵当地上建物の建替え	二四四
(79)	土地・建物の共有	二四四
(80)	仮登記・仮差押された土地	二四四
(81)	土地・建物の所有者	二四四
(82)	土地・建物の共同抵当	二四四
(83)	抵当権者の明渡請求	二四四
(84)	強制執行・保全処分	二四四
(85)	訴えの提起	二四四
(86)	公正証書による執行	二四四
(87)	第三者異議	二四四
(88)	不動産の差押・売却	二四四
(89)	債権差押	二四四
(90)	保険金の差押	二四四
(91)	出資持分の差押	二四四
(92)	転付命令	二四四
(93)	譲渡命令	二四四
(94)	配当	二四四
(95)	財産開示手続	二四四
(96)	仮差押	二四四
(97)	仮処分	二四四
(98)	強制競売の担保責任	二四四
(99)	違法・不当執行と銀行の責任	二四四
(100)	破産	二四五
(101)	破産手続	二四五
(102)	否認権	二四五
(103)	別除権	二四五
(104)	第一 倒産	二四五
(105)	破産	二四五
(106)	破産手続	二四五
(107)	否認権	二四五
(108)	別除権	二四五

(4)	相殺権	二五
(5)	破産者の免責	二五
(2)	会社更生	二五
(1)	民事再生	二五
(1)	民事再生手続	二五
(3)	共益債権	二五
(3)	否認権	二五
(4)	別除権	二五
(5)	相殺権・相殺禁止	二五
(6)	中止命令	二五
(7)	担保権消滅許可	二五
(8)	小規模個人再生手続	二五

**銀行取引約定書関係**

銀行取引約定書ひな型	一四
暴力団排除条項参考例	一四
(銀行取引約定書に盛り込む場合)	一四
信用金庫取引約定書(参考例)	一五
信用組合取引約定書	一五
農協取引約定書	一五

**当座勘定・手形交換関係**

当座勘定規定ひな型	一六
暴力団排除条項参考例	一六
(当座勘定規定に盛り込む場合)	一六
約束手形用法ひな型	一七
為替手形用法ひな型	一七
小切手用法(一般当座用)ひな型	一七
東京手形交換所規則,同施行細則	一七

**預金関係**

総合口座取引規定ひな型	三〇
普通預金規定ひな型	三〇
暴力団排除条項参考例	三〇

(普通預金規定に盛り込む場合)	三〇
普通預金規定(個人用(参考例))	三〇
貯蓄預金規定ひな型	三〇
期日指定定期預金規定ひな型(通帳式)	三〇
通知預金規定ひな型(通帳式)	三〇
定期積金規定ひな型	三〇
カード規定試案	三〇

**融資関係**

消費者ローン契約書	二九
(非提携月利方式)(参考例)	二九
当座勘定貸越約定書	二九
支払承諾約定書	二九
定期預金担保差入証	二九
商業手形担保約定書	二九
有価証券担保差入証	二九
金銭消費貸借契約証書	二九
根抵当権設定契約証書	二九
(単独担保・累積式)	二九
信用保証協会保証契約約定書例	二九

**為替関係**

代金取立規定ひな型	二七
振込規定ひな型	二七

**貸金庫**

貸金庫規定ひな型	二七
暴力団排除条項参考例	二七
(貸金庫規定に盛り込む場合)	二七

**その他**

銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	二七
----------------------------	----

銀行業における表示に関する公正競争規約	二七
印紙税	二七
登録免許税	二七

## 第一編 総則

## 第一章 通則

## (基本原則)

第一条 ① 私権は、公共の福祉に適合しなければならぬ。  
② 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

③ 権利の濫用は、これを許さない。

## (解釈の基準)

第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

## 第二章 人

## 第一節 権利能力

第三条 ① 私権の享有は、出生に始まる。

② 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

## 第二節 行為能力

## (成年)

第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。

## (未成年者の法律行為)

第五条 ① 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。  
② 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

## (未成年者の営業の許可)

第六条 ① 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関して、成年者と同様の行為能力を有する。

② 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

## (後見開始の審判)

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができ、

## (成年被後見人及び成年後見人)

第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

## (成年被後見人の法律行為)

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

## (後見開始の審判の取消し)

第一〇条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人(未成年後見人及び成年後見人)をいう。以下同じ。後見監督人(未成年後見監督人及び成年後見監督人)をいう。以下同じ。又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消すなければならない。

## (保佐開始の審判)

第一一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

## (被保佐人及び保佐人)

第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

## (保佐人の同意を要する行為等)

第十三条 ① 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

一 元本を領取し、又は利用すること。

二 借財又は保証をすること。

三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

四 訴訟行為をすること。

五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

九 第六百二条に定める期間を超える貸借借借をすること。

② 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができ、ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

③ 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

④ 保佐人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(保佐開始の審判等の取消し)  
 第十四条 ① 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助開始の審判)

第十五条 ① 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

② 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意を得なければならない。

③ 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

(被補助人及び補助人)  
 第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第十七条 ① 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

② 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人

の同意を得なければならない。

③ 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

④ 補助人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(補助開始の審判等の取消し)

第十八条 ① 第十五条第二項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

③ 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

(審判相互の関係)

第十九条 ① 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

② 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

(制限行為能力者の相手方の催告)

第二〇条 ① 制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人)をいう。以下同じ。の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者(行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ)となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかど

うかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

② 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に對し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

③ 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

④ 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

第二一条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができる。

第三節 住所

(住所)

第二二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

(居所)

第二三条 ① 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

② 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

(仮住所)

第二四条 ある行為について仮住所を選定したときは、その

行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

(不在者の財産の管理)

第二五条 ① 従来の住所又は居所を去つた者(以下「不在者」という。)がその財産の管理人(以下この節において単に「管理人」という。)を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

② 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならぬ。

(管理人の改任)

第二六条 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。

(管理人の職務)

第二七条 ① 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならぬ。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

② 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

③ 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対して、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

(管理人の権限)

第二八条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合に

において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

(管理人の担保提供及び報酬)

第二九条 ① 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

② 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

(失踪の宣告)

第三〇条 ① 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。

② 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在つた者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去つた後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

(失踪の宣告の効力)

第三一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去つた時に、死亡したものとみなす。

(失踪の宣告の取消し)

第三二条 ① 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。

② 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

第五節 同時死亡の推定

第三二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

第三章 法人

(法人の成立等)

第三三条 ① 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければならない。

② 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

(法人の能力)

第三四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(外国法人)

第三五条 ① 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

② 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

(登記)

第三六条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の規定るところにより、登記をするものとする。

(外国法人の登記)

第三七条 ① 外国法人(第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。以下この条において同じ。)が日本に事務所を設けたときは、三週間以内、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 外国法人の設立の準拠法

二 目的  
三名称

四 事務所のある場所  
五 存続期間を定めたときは、その定め  
六 代表者の氏名及び住所

② 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならぬ。この場合において、登記前であつては、その変更をもつて第三者に対抗することができない。

③ 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならぬ。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

④ 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。

⑤ 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。

⑥ 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならぬ。

⑦ 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。  
⑧ 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠つたときは、五十万円以下の過料に処する。

第三八条から第八四条まで 削除

第四章 物

(定義)

第八五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

(不動産及び動産)

第八六条 ① 土地及びその定着物は、不動産とする。

② 不動産以外の物は、すべて動産とする。  
③ 無記名債権は、動産とみなす。

(主物及び従物)

第八七条 ① 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。

② 従物は、主物の処分に従ふ。

(天然果実及び法定果実)

第八八条 ① 物の用法に従ひ取捨する産出物を天然果実とする。

② 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。

(果実の帰属)

第八九条 ① 天然果実は、その元物から分離する時に、これを收取する権利を有する者に帰属する。

② 法定果実は、これを收取する権利の存続期間に応じて、日割計算によりこれを取得する。

第五章 法律行為

第一節 総則

(公序良俗)

第九〇条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

(任意規定と異なる意思表示)

第九一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従ふ。

(任意規定と異なる慣習)

第九二条 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従ふ。

第二節 意思表示

(心裡留保)

第九三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

(虚偽表示)

第九四条 ① 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

② 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

(錯誤)

第九五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

(詐欺又は強迫)

第九六条 ① 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

② 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知つたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

③ 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

(隔地者に対する意思表示)

第九七条 ① 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

② 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであつても、そのためにその効力を妨げられない。

(公示による意思表示)

第九八条 ① 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の

---

金融取引小六法 2019年版

---

2018年12月25日 第1刷発行

編集代表 神 田 秀 樹  
判例編 黒 田 直 行  
責任編集  
発行者 金 子 幸 司  
発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4823

<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京 03 (3267) 4812 大阪 06 (6261) 2911 名古屋 052 (332) 3511 福岡 092 (411) 0805

---

ケースデザイン／富士リプロ(株)

制作／地切 修 印刷／富士リプロ(株) 製本／(株)ブックアート

---

© Hideki Kanda 2018 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2429-2

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ | [書籍・DVD・定期刊行誌](#) | [メニュー下部の](#) [追補・正誤表](#) | )

定価はケースに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。